平成２２年（フ）第１５６号
兵庫県西宮市神明町８番２―710号
破産者　関　久佐代
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８号
兵庫県小野市西脇町300番地
破産者　Ｙ’ｓ　Ａｕｔｏこと　石田　　豊
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第４９号
奈良県大和郡山市額田部北町651番地21
破産者　吉菜　邦枝
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第８７号
奈良県大和郡山市新町1172番地１
破産者　柿本　光義
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１８号
福岡県八女市本町100番地
破産者　高橋サトリ
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第７３３号
熊本市琴平１丁目２―38星野方、住民票上の住所熊本市田崎町380番地42
破産者　矢上　智一
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７１７号
鹿児島県鹿児島市上福元町6386番地５太田アパート201号
破産者　濵田　祐一
１　決定年月日　平成22年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７０１号
滋賀県守山市水保町1304番地７
破産者　柴田　誠二
１　決定年月日　平成22年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６８２号
京都市中京区壬生坊城町１番地１　大晋メゾネ四条大宮812号
破産者　山本　英司
１　決定年月日　平成22年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１２７号
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字脇山１番地の259
破産者　中田　公義
１　決定年月日　平成22年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２７９号
京都府城陽市平川大将軍80番地の59
破産者　大杉　　覚
１　決定年月日　平成22年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３３１号
京都市伏見区小栗栖森本町13番地　市営住宅小栗栖団地11―307
破産者　糸弥呉服店こと　五十川耕治
１　決定年月日　平成22年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３９号
京都府福知山市字長田2028番地の３
破産者　瀬尾カオル（旧姓薮本）
１　決定年月日　平成22年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第９９号
和歌山市加納347番地の４
破産者　片山　順市
１　決定年月日　平成22年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７２１号
和歌山市関戸１丁目４番57号
破産者　前島　洋子
１　決定年月日　平成22年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第９号
和歌山県岩出市荊本115番地の28
破産者　ベーカリーショッププロアールこと　西峰　啓之
１　決定年月日　平成22年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４０号
和歌山県海南市船尾237番地14
破産者　阪口配送こと　阪口　勝美
１　決定年月日　平成22年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５３号
和歌山県海南市且来599番地
破産者　中前　吉席
１　決定年月日　平成22年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６６号
和歌山県有田郡有田川町大字清水354番地４
破産者　宅間酒店こと　宅間　喜一
１　決定年月日　平成22年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２０年（フ）第２２号
愛媛県大洲市肱川町名荷谷3431番地
破産者　沖野　公生
１　決定年月日　平成22年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部